

# じゅうめんごれい

## No.11

（「じゃがねたー」は、日本成年後見法学会（Japan Adult Guardianship Law Association）=略称JAGA）が編集・発行するニュースレターです。

発行日 平成20年10月1日  
発行行 日本成年後見法学会  
発行人 理事長 新井 誠  
編集 広報委員会  
〔委員長〕 長谷川秀夫  
〔副委員長〕 高橋 弘  
〔委員〕 大下 信  
香川 美里  
北村裕美子  
澤口 秀則  
檜山 雪子  
平岡 祐二

### 巻頭言

## 大阪市市民後見人の活動の現状と課題

社会福祉士 田村 満子

平成19年6月に発足した大阪市成年後見支援センター（以下、「センター」という）は、同年10月に第1期市民後見人バンク登録者44名でスタートした。現在まで順調に大阪家庭裁判所からの推薦依頼を受け、平成20年6月13日現在、すでに4名の市民後見人が選任されている。

彼らは、報酬を前提としない後見活動を行っている。準備段階で市民後見人の活動についていくつかの想定事案が浮かんだ。①地域で暮らし続けようとしているが、金銭管理、契約に関する事、そして支援者による見守りが必要となった成年被後見人等、②体調を崩し、入退院を繰り返してきたが、今後自宅での暮らしは難しいとしても、施設入所であれば検討できる状況の成年被後見人等。これ以外にもいろいろな想定事案は考えられる。

しかし、これらの想定事案を、市民後見人が担うのにふさわしいものとして、家庭裁判所をはじめ関係機関と合意することは容易ではない。現実は、報酬が不要という点を動機として推薦依頼がきているといわざるを得ない。もちろん、センターを通じて、市民後見人への研修や専門職による個別の相談支援も備え、包括的なサポート機能を有していることが、家庭裁判所が信頼をして市民後見人を選任しうる必要要件ではある。これまでの4件は、たとえば、負債等で預貯金が底つき、年金等の収入だけでは報酬が見込めないもの

で、従来からさまざまな専門職らが支援してきたが日常生活が落ち着くまで至っていないというような事案で、従来なら専門職後見人が妥当といわれたものだった。

この現実を踏まえると、市民後見人にふさわしい事案は何か、という議論ではなく、今後増大する成年被後見人等をいかに地域単位で支えていくのか、専門職は、行政は、そして市民は、どのような後見活動が持続的に可能なのかということを、家庭裁判所を含めたしくみの中で議論する必要がある。一般的の市民にとって、他人の資産を預かること、さまざまな事情で多額の借金を負っていること等の現実を受け入れ支えていくことや、成年被後見人等が近隣と起こしたトラブルに関与していくことなどは、いかに心理的な負担になるのかという視点を忘れてはいけない。これまで後見実務に関与してきた関係者らは、成年被後見人等の生活の背景事情は、市民の感覚からみれば特別な事柄がいつも含まれていることに、鈍感になっていることを自覚するべきである。そのうえで、市民後見人にふさわしい事案は何かを議論すべきであり、大きな負担があっても、ニーズのある事案を市民が受任していくことであれば、専門職等を活用したしくみでのサポートを、公的な支えのもとに行うことは不可欠である。報酬や、成年被後見人等の不足だけが論点であってはならない。

# 第5回学術大会

平成20年5月31日、東洋大学白山キャンパスにおいて第5回学術大会が開催された。

午前中は、4題の個別報告が報告され、午後からは総会に引き続い、「虐待防止と成年後見」を統一テーマにパネルディスカッションが開催された。パネルディスカッションでは、大学教授、病院理事長、弁護士、司法書士、社会福祉士からそれぞれの立場から実践的な報告がなされた。

## ◆個別報告

### 虐待を受けていた老人の精神鑑定

誠心会 神奈川病院医長 坂本 誠  
(現メンタルクリニック エルデ院長)

坂本氏は認知症専門医の立場から、高齢者虐待発見のポイントとして、以下のことを提示した。  
①虐待は日常的に行われていたか。②誰が虐待していたか。③虐待の背景的な要因。④どこでどのような形で発見されたか。

また、認知症高齢者は、虐待を受けても、抵抗することも助けを求める事もできないことが特徴的であると報告された。また、家族や介護者の善意から生まれた行為が虐待につながったケースもあることや、医療機関・福祉サービス事業所等においてはじめて虐待の事実が発見されるなどの虐待発見を遅らせる要因等について報告された。

さらに、精神鑑定を行うことによって本人の財産管理、権利擁護に結びついた事例があわせて報告され、本人にとって何が一番大切なか、安心して暮らせるための支援には何が必要かということを考え鑑定する必要がある、とまとめられた。

## ◆個別報告

### 高齢者虐待の実態調査——日本と韓国の比較——

東洋大学大学院福祉社会デザイン科  
金 東善  
東洋大学教授 白石 弘巳

金氏からは、近年の高齢者虐待防止関連法が制定された日本と韓国の高齢者虐待の実態・発生要因を比較した結果が報告された。両国に共通する部分として①精神的虐待が多いこと、②被虐待者は女性および後期高齢者(75歳以上)が多いこと、③介護年数2年以上の家族に虐待が多いこと、④加害者は息子の割合が高いこと、が指摘された。しかし、身体的虐待の有無、認知症の有無、放棄(ネグレクト)の有無等に相違点があると報告された。多くの虐待行為は家族によって引き起こされるが、日本では介護保険制度が定着し、高齢者・介護者を支えるシステムが完成されているが、韓国では、家族による介護への依存度が強く、社会的サービスの支援が未成熟であるという。このことが、韓国において家族間の不和を生み虐待原因の1つであると報告された。

## ◆個別報告

### 身分上の行為と代理

越谷公証役場公証人 生田 次郎

生田氏は、「身分上の行為は一身専属的なもの」としたうえで、任意後見人に課した身上配慮義務と本人意思の尊重義務の観点から、一定の要件を満たせば身分上の代理行為も認めうるのであって医療同意についても、医療行為に同意は不可欠としたうえで任意後見人の同意は可能であり、家族のそれより優先されるものである、との従来よりかなり踏み込んだ報告がされた。

医療行為への同意は、成年後見制度発足時からの課題であり、未だに解決されない重要な問題である。今回の報告を機に慎重に議論・研究がなされ、成年被後見人等の権利が真に擁護されるための成年後見制度への成熟していくことを切に望む。

## ◆個別報告

日本成年後見法学会(JAGA)

## 行政機関及び福祉施設の現場における 成年後見の活用の実態

中部学院大学・社会福祉士 田中 和代

田中氏からは、岐阜県下で実施したアンケート結果をもとに、社会福祉士養成機関としての大学の今後の役割について報告があった。

①市町村長申立件数が少ない、②成年後見制度利用支援事業の存在を知らない行政機関がある、③施設で年金管理を行っている、④家族がいるから問題ないと、多数の施設で成年後見制度の利用ニーズが低いと報告された。さらに、①手続が煩雑、②権利侵害への意識の低さ、③本人の意思確認の困難さ、という課題も明らかにされた。そこから、社会福祉士には「本人の意思を尊重する」という立場に立って法律的知識、相談援助技術、事務的能力を兼ね備えた人材」が求められているとし、成年後見人という付加価値を持った社会福祉士の養成が大学の役割だと、しめくくられた。

### ◆統一テーマ◆

### 虐待防止と成年後見

[コーディネーター]

社会福祉士 池田恵利子

千葉大学教授 小賀野晶一

[パネラー(発言順)]

早稲田大学教授 菊池 錠実

上川病院理事長 吉岡 充

弁護士 滝沢 香

司法書士 杉山 春雄

社会福祉士 川端 伸子

まず、池田氏からは、高齢者虐待防止法の制定によって、高齢者を社会全体で守るしくみができるとしたうえで、虐待の予防に大きな効果を果たすと考えられる成年後見制度について、各の状況と比較し、わが国で一層の利用促進を図る必要があるとの開催趣旨の説明があった。

次に、菊池氏からは、成年後見は権利擁護の制度としたうえで、個人が人格的に自律した存在で



あること、自己決定が保障されることは公的責任であるとし、基介護事故現場でも、公的保障がなされるべきである、必要であれば法改正も必要である、と報告され、さらにこの考えに基づき成年後見にかかる費用の公的負担についても言及された。

続いて、吉岡氏からは身体拘束廃止の取組みの経緯と、未だにゼロにならない現状が報告された。さらに、医療機関に対して、アドバンス・ディレクティブ(事前指示書)の重要性と習慣化によって、より質の高い医療サービスが提供できると提言された。

滝沢氏からは、市町村長申立ては高齢者虐待防止に必要不可欠な制度といえるが、未整備の行政機関も少なくないため、弁護士等専門職が積極的に行政に関与すべきと報告された。

杉山氏からは、(社)成年後見センター・リーガルサポートが実施した高齢者虐待に関するアンケート結果と厚生労働省の公表資料に相違点があったこと、さらに、同リーガルサポートが法人受任している事例について報告がなされた。

川端氏からは、行政の都合で成年後見制度利用の可否が決定されている実情が報告され、本人の事情を第1に考えて対応すべきであるとの提言があった。また①本人が低所得であること、②介護者に成年後見制度が必要であること、③緊急性がないこと、など制度利用に結びつかない事例についても報告があった。

最後に、小賀野氏が、成年後見制度は、その人の生き様そのものにかかわってくる制度であると締めくくられた。

(社会福祉士 阪田 健嗣)

## 第5回総会報告

平成20年5月31日(土)午後2時から午後3時、本学会の総会が開催され、本学会規約12条により新井誠理事長が議長となり議事に入った。

### ◇議案第1号 平成19年度事業報告の件

大貫正男副理事長が、議事資料に基づき、平成19年度中に行った事業について報告した。

研究・調査部門として、学術大会の開催、制度改正研究委員会・判例研究委員会の活動、並びに、委託研究から学会の通常の研究となった高次脳機能障害に関する研究委員会、学会誌「成年後見法研究」5号の発行、国際交流活動として2010年成年後見法世界会議のわが国開催へ向け、国際会議準備委員会の設置、特別設置委員会として身上監護研究会の設置、国際シンポジウムの開催等が報告された。

また、運営・広報部門として、総会の開催、会報「じゅがれたー」9号・10号の発行、組織強化活動として大会・企画委員会、総務委員会、財務委員会、広報委員会の活動が報告された。事業報告については、質問もなく、承認された。

### ◇議案第2号

伊藤佳江常任理事が、前記議事資料に基づき、平成19年度の決算報告をした。この決算は、公益法人会計基準を参考にしたものであること、正味財産は約638万円で前年比約54万円のマイナスであり、予算より決算が上回ったのは、活発な活動のためであることとの報告がされた。

この報告後、永田秋夫監査役が会計が適正である旨の監査報告を行い、質問もなく、承認された。

### ◇議案第3号 平成20年度事業計画案

赤沼康弘副理事長が、前記議事資料に基づき、平成20年度中に行う事業計画案の説明をした。基本姿勢として、具体的な調査・研究に重点をおき、かつ2010年成年後見法世界会議に向けた準備活動を行うことが説明された。個別には、研究・調査

部門として、学術大会の開催、研究委員会として制度改正研究委員会・判例研究委員会・高次脳機能障害に関する研究委員会の活動の継続、身上監護研究委員会の常設、学会誌「成年後見法研究」6号の編纂・発行、上記世界会議に向けた国際交流活動としてカナダへの役員派遣等・特別シンポジウムの開催・寄付の募集といった旧年度にない事業を行うこと、運営・広報部門として、総会の開催・「じゅがれたー」の発行に加え、組織強化活動として総務委員会・財務委員会・審査委員会・広報委員会の活動の継続が説明された。以上の事業計画案につき、質問もなく、承認された。

### ◇議案第4号 平成20年度予算決定の件

伊藤常任理事が、前記議事資料に基づき、平成20年度の予算案の説明を行った。

これに対し、会員から「前年度の決算が予算を超過しているのに、今年度の予算が前年度決算より低いのはなぜか。また彼此流用についてどのような手続であるのか」との質問が出され、これに対し同常任理事が「世界会議特別会計支出のため、余裕のある予算が組めないためである。彼此流用の手続については理事会で報告している」との説明を行った。また、未収金が多い理由として複数年の年会費未払者が多数いたことや、東洋大学からの収入があることも説明された。以上の結果、平成20年度予算は、異議なく承認された。

### ◇その他

最後に、新井理事長から、国際会議となる再来年の学術会議に向けて、寄付の呼びかけを行うことなどの説明があり、賛同の拍手が起こった。総会は以上の通りで終了した。

(弁護士 澤口 秀則)

## 国際シンポジウム 「成年後見の活用を考える」傍聴記

平成20年3月4日、本学会の主催で、国際シンポジウム「成年後見の活用を考える～ドイツとの比較からわが国の課題の解決に向けて～」が開催された。わが国においては、2000年4月に成年後見制度がスタートしたが、未だ一般に浸透していない状況がうかがえる。しかし、ドイツでは成年後見制度が非常に活用されているという。本シンポジウムは、両国の現状を比較することにより、これから超高齢社会を迎える日本において、成年後見制度をあまねく普及させていくために、その課題を検討するという趣旨で開催されたものである。

### ◇成年後見制度の活用の仕方

本シンポジウムは2部構成となっており、第1部では、弁護士の中山二基子氏より、「成年後見制度の活用の仕方」と題し、わが国の成年後見制度の概要、実態、基本的問題点について一般の方向けに話がなされた。中山氏は、日頃受けている相談の中から典型的な相談についていくつか紹介され、それぞれの相談事例にあわせて、高齢者本人やその家族が直面している問題を解決するための法定後見制度、任意後見制度の活用方法について話をされた。

### ◇成年後見制度の課題——ドイツとの比較から

第2部では、筑波大学法科大学院教授の新井誠氏より、ドイツの成年後見制度（世話法）のこと、特に日独比較を行う際の視点についてVTRを交えながら話がなされた。

ドイツには、一人暮らしの高齢者や知的障害者など、自分では財産の管理ができない人たちのために、行政が世話人（日本でいう後見人）を派遣する制度があるという。そして、世話人が、それらの人たちの症状にあった財産管理や身の回りの世話をしてくれることである。新井教授の話の後、ドイツミュンヘン大学法学部教授ミハエル・ケスター・バルトジェン氏よりドイツ世話法の現下の重要問題、健康配慮と医療処置に関する指定、その中で特に患者の自己決定における問題についての報告がなされた。

ル・ケスター氏より、ドイツ世話法の沿革についての説明があり、世話法の核心にあるいくつかの基本的な問題について報告が行われた。その後、ミュンヘン大学法学部教授ダグマール・ケスター・バルトジェン氏よりドイツ世話法の現下の重要問題、健康配慮と医療処置に関する指定、その中で特に患者の自己決定における問題についての報告がなされた。

### ◇ディスカッション

各報告の後、読売新聞社の猪熊律子氏がコーディネーターを務め、新井氏、中山氏に加え、社会福祉士の池田恵利子氏、司法書士の大滝和子氏をパネラーとし、コメンテーターにミハエル、ダグマール両氏を迎えパネルディスカッションが行われた。

日本で成年後見制度の活用が進まない理由について、身上監護における成年後見人等の役割が不鮮明であるということや、成年後見制度の担い手が圧倒的に不足していること、その育成が必要であることも指摘された。任意後見制度については、国内での任意後見制度の利用が進んでいない現状をとらえ、もっと積極的に活用すべきだという意見も出た。

今回このシンポジウムに参加し、ドイツの世話法との制度の比較から、日本での成年後見制度の課題をあらためて痛感した。たしかに法改正等については、われわれだけで早急に改善できることではないが、他の問題点については、もう少し制度自体を理解すれば、それをうまく活用することによって利用者の増加につながるであろう。高齢社会を迎え、成年後見人等の需要が間違いなく増加するものと見込まれている現状において、われわれ関係者の役割をあらためて考えさせられたシンポジウムであった。

（司法書士 高木 啓次）

## ■後見開始の審判（禁治産宣告）の申立費用等の負担

(大阪地裁平成15年3月19日判決・判例集未登載)

## 〔事案の概要〕

母親（被告）と同居する長女が母親の財産を隠匿しているのではないかという疑いをもった長男（原告）が、長女の死後、認知症が進行した母親の禁治産宣告を家庭裁判所に対して申し立て、後見人に選任された。その後、原告は後見人を辞任するに至ったが、禁治産宣告の申立て前から後見人を辞任するまでの間に支出した諸費用の償還を被告に対して請求した。これに対して、本判決は、後見人就任後に被告（本人）の財産管理のために行った後見事務費用に当たる費用の一部を認容したが、後見人就任前における、禁治産宣告の申立費用、財産隠匿行為の調査のための費用については、その請求を棄却した。「実質的に判断して、専ら被後見人のために支出した費用であると認められる限りにおいては」には、一般論として事務管理規定の類推適用の可能性を認めるものの、本件においては、「原告自身の利益を図ることを重要な目的としていた」ことが認められること、申立費用の償還に関しては、家事審判手続の中で手続費用を負担させる裁判を得ることが可能であるところ、これをなさず自らが費用負担をすることを確定させた以上、別途その求償を求めることができない旨を判示する。

## 〔解説〕

成年後見制度の利用には一定の費用を必要とするが、制度利用の前段階である、後見開始の申立てから審判がなされるまでに支出される諸費用については、その負担を本人（被後見人）とするか申立人とするかにより、制度の実効的運用（要支援者に速やかに適切な保護を与えること）に大きく影響する。とりわけ、「配偶者・4親等内の親族」の申立ては、利他的行為という性質を有するものであり、申立人にその費用を負担させることは、その行使を躊躇させる要因となるからである。

本判決の意義は主として次の2点にあるように思われる。①「実質的に判断して、専ら被後見人のために支出した費用であると認められる限りにおいては」、実体法上、事務管理規定（民法702条）の類推により、本人に事前調査、申立手続等に関する費用を負担させるべきことを、一般論ながら、認めた点。②申立手続費用の償還を求めるには、家事審判手続に従った費用負担命令を得なければならないとした点。すなわち、家事審判法によれば、手続費用の負担は、原則として申立人であり、「特別の事情」がある場合に限り、家庭裁判所は申立人以外の「関係人」に手続費用の全部または一部の負担を命ずることができる（家事審判法7条による、非訟事件手続法26条・28条の準用）。本判決は、「専ら被後見人となるべき者のために申立てを行ったものと認められる場合」は「特別の事情」に当たるが、費用負担命令を得ずに、別途償還請求はできないとするものである。

本件は「原告自身の利益を図ることを重要な目的としていた」という事情がうかがえる特殊なケースであり、費用負担を本人に転嫁できないとした結論は妥当であろう。しかし、一般的に、本人の推定相続人のする後見開始の申立ては、自己が相続するであろう財産の保全という一面を有することは否めない。そうすると一般論としては、「『専ら被後見人のため』に申立てを行った」という要件を要求することは厳格にすぎよう。その申立てが自己のためであると同時に本人（被後見人）のためでもあるという場合であっても、制度の実効的運用という観点からは、「専ら自己のために申立てを行った」という事情がない限り、原則として「被後見人のため」になされた申立てとして、本人にその費用を償還できるものと解すべきではなかろうか。

(佐賀大学准教授 中山 泰道)

## 診察室 から見た 成年後見

# 出張鑑定の経験

### ◇出張鑑定を行う経緯

新しい成年後見制度の施行後、私にも成年後見開始の審判のための鑑定依頼がくるようになつた。依頼されるのは「主治医が鑑定を引き受けくれない」「主治医がない」など鑑定医を見つける事例であった。当時私は、研究所勤務で医療機関に籍がなかったが、精神科医の端くれとして成年後見の鑑定が円滑に行われるよう微力を尽くしたいと考えていたので、家庭裁判所から依頼があったときは、できるだけお引き受けするようにした。

### ◇鑑定の手順

その結果、関係者の協力を得て、そのつど鑑定場所を決め、そこで被鑑定人に会って鑑定を行うスタイルとなった。

依頼された事案に主治医がいれば、主治医に対し、①直接面会しての病状説明、あるいは診療録の閲覧、②必要な検査の（追加）実施、③医療機関の中で鑑定診察を行える場所の提供、などについて文書で依頼を行った。文書には依頼先の裁判所の書記官の連絡先も記した。手紙が届いた頃、電話であらためて主旨を説明し、協力を依頼した。多くの主治医は面会やカルテの閲覧に応じてくれ、全員が鑑定のための検査を引き受けてくれた。ちなみに、鑑定のためにあらためて検査を行う場合には、鑑定医が鑑定経費として診療費を支払った。また、知能検査などの心理検査については、知り合いの臨床心理士を同伴し、鑑定医から直接報酬を支払った。

一方、主治医がない事案の場合、近隣の医療機関に依頼して、同様に文書で依頼し、必要な検査の実施と鑑定診察を行える場所の提供を依頼した。全く面識のない医師に依頼することも多かったが、こちらも謝絶されることはほとんどなかつた。

中には、臨床検査は病院で行い、精神医学的な

診察は被鑑定者が入所している施設や自宅で行ったこともあった。施設では職員が情報提供に応じてくれることが多く、自宅を訪問するときは、直接暮らしぶりがわかつて参考になった。

### ◇出張鑑定の課題と意義

しかし、中には鑑定が円滑に実施できない事例もあった。たとえば、申立てに関して親族間で意見の対立があり、特に日頃世話をしている人ではない親族が申し立てた事案では、世話をしている親族が私の入所施設訪問を拒み、鑑定開始まで数ヶ月を要した。私は裁判所の判断も聞きながら、粘り強く親族に理解を求め、ようやく実施にこぎつけた。また、近所の夫婦が揃ってある高齢者と養子縁組をしていた事案では、鑑定のため自宅を訪問したところ、養子夫婦がそばから離れず、診察に批判的な言葉を投げかけてきた。私は、この夫婦が納得するまで説明した後、診察を行い鑑定書を書いた。本来鑑定医にはこのようなことまで求められてはいないが、あとでもめごとが起こらないよう十分な説明が必要と判断した。

こうした事例に対して、苦労し、工夫して鑑定を行えたことは、それなりの意義があったと思うし、個人的にはよい経験になった。しかし、このような形で出張して鑑定を行う医師はごく少数であり、むしろ、安易な出張鑑定の実施に警鐘を鳴らし、これを排する医師もいる。出張鑑定はやらないで済めばそれに越したことはないと私も思う。ただ、機会をいただいたので、円滑な鑑定システムのあり方を考える際の一材料として私の経験を紹介させていただいた。

(東洋大学教授・精神科医 白石 弘巳)

## ●私と成年後見●

# 本人を後ろから見守り支える

### ◇はじめに

成年後見の活動を始めて、8年が過ぎようとしている。

私は、制度が施行された2000年に日本社会福祉士会の成年後見人養成研修を修了し、ぱあとなお名簿（後見人候補者名簿）に登録を行った。翌年、高齢者の成年後見人に選任され、その後実践を積み重ねる中でさまざまな経験をさせていただいた。成年後見人等は、本人の代理人として、アドヴォカシーも含む身上監護（生活上の支援）と財産管理を職務としているが、本人の人生に寄り添って支援を続ける中で、まるで自分の家族が増えたような気持になることがある。実際、20歳代前半の息子のような方から、80歳代後半の祖母のような方まで、年代も生活様式も多様な方々の生活にかかわっている。

### ◇信頼関係の構築

第三者の成年後見人等として選任される場合、本人とは初対面であることが多い。時間は必要であるが、本人とのコミュニケーションを図って信頼関係を構築することが求められる。私は、信頼関係を構築していくために、在宅、施設・病院等、本人の居所に出向いて面会を重ねることが大切だと思っている。どのような生活環境で、どのような人たちに囲まれて暮らしているのか、本人とともに過ごす時間を重ねながら共感的に理解できるよう努力している。本人の状況によっても異なるが、何度か面会を重ねていくうちに顔を覚えてくれて、待ちわびていたかのように微笑んでくれる瞬間がとても嬉しい。

### ◇黒子として

また、成年後見人等には「本人意思の尊重義務」が課せられており、本人の笑顔が見られるように

代理権等を使用していく必要がある。したがって、自分の価値観だけを基準にしないよう心がけているが、実際はなかなか難しい。頭ではわかっていても、ついいつ、成年後見人等である自分自身の考えが前面に出てしまうことがある。成年後見人等は、黒子のような存在として、「本人を後ろから見守る」ことが大切だと思っている。

### ◇利用者の立場に立った活動とは

ところで、成年後見制度は、本人にとって使い心地がよいのかどうか、この点も気になっている。知的障害のある人から「古井さん、私たちは一生懸命生活しているのに、他人から一方的に判断能力が不十分と決めつけられると、なんだか嫌な気持がする」という言葉を投げかけられたことがある。成年後見制度を説明するほとんどの書類には「本人の判断能力が不十分」という記述があり、これらの説明を受け入れがたいという。「判断することが苦手」とか、「判断することを迷う」など、本人の状況を理解した言葉を用いていく必要があると感じている。

「利用者の立場に立った自由裁量性」を確保し、「地域を基盤としたソーシャルワーク」を行いたいという想いから、私は「独立型社会福祉士」として活動を続けている。成年後見人等として職務を行う中で、判断をすることが苦手であるがゆえに、不利益な立場におかれている本人の状況に直面することも多い。各自の個別的な事情だけでなく、共通課題としてとらえ、地域の実情に応じた取組みを模索しながら、権利擁護の実践を継続していきたいと考えている。

(社会福祉士 古井 慶治)

## ドイツ成年者世話法に学ぶ ～視察旅行記～

去る2月3日(日)から11日(月)の9日間、新井誠理事長を団長とする視察団に参加し、世話人協会、後見裁判所、世話官庁等13カ所を視察した。

ドイツの世話人利用者が120万人とわが国の10倍となっている要因は何か、そこにはどのようなシステムと努力があるのか等各所を訪問し、関係者の活動実態をみてわが国の成年後見制度の普及発展に役立つヒントを得たいとの目的をもっての視察であった。

### ◇成年者世話法

ドイツ成年者世話法は、旧来の行為能力剥奪・制限の宣告、成年者を対象とする後見および障害保護の各制度を全面廃止し、ノーマライゼーションと自己決定権の尊重を基本理念とし、必要性・補充制の原則の理念の下に運用されている。それゆえに世話人は、任意代理人がいる場合あるいは他の援助（公的・私的）によって世話人による場合と同様に適切に処理できる場合を除いて選任される。また、被世話人には婚姻能力・遺言能力・選挙権が認められる等本人の自己決定を尊重する精神が貫かれている。

### ◇世話人報酬

職業後見人は、週最高40時間以内で常に10人から40人程度の世話をし、1時間あたり3段階に決められている報酬を受領する。

- ① 一般の世話人19.5€（約3200円）、
- ② 専門教育を受けた世話人25€（約4100円）、
- ③ 大学教育を受けた世話人33.5€（約5500円）。

この世話人報酬は各州司法省が予算化している。ただし、この報酬を支払うことが可能な被世話人（全体の15%）については本人の財産から支出される。

名譽職世話人は無報酬だが、年323€（約5万3000円）を経費として受領する。

### ◇区裁判所（後見裁判所）

全国に450カ所の区裁判所（後見裁判所）がある。ベルリン区裁判所（ベルリン市人口350万人に10カ所あるうちの1つ）では、2007年の申立件数が約1000件（うち、100件は却下されている）。年1回世話の遂行状況報告が提出される継続事件数は約4000件ある。選任後7年経過時まで世話人が今後も必要か否かを見直すことが法定されており、1年目で10%、7年目まで30～40%の世話が終了する、とのことであった。

### ◇行政機関と民間団体の連携

市社会福祉局（世話官庁）と世話人協会の連携協力体制や区裁判所と世話官庁の関係も興味深い。

ミュンヘン市では、社会福祉局の窓口補助機関として人口10万人あたり1カ所、SBH（社会福祉サービスセンター）を設置し、世話開始申立てを含む高齢者相談や、新生児・子ども・青少年・住居・移民のさまざまな相談を受け行政サービスを提供している。また、区裁判所の委託により被世話人の調査等を行いソーシャルレポートの提出も行う。

同市は、州の認可で設立された世話人協会へ年10万€（約1650万円）の補助をし、年間10人以上の名譽職世話人の確保と養成研修を委託する（市と世話人協会は対等な関係にある）。

### ◇まとめ

1992年1月に施行された成年者世話法は、1998年6月に第一次改正、さらに2005年7月に第二次改正が行われ、現在その改正後の全国実態調査が連邦司法省によって行われており、さらに第三次改正も視野に入っている。

よりよい制度づくりに向けて常に現行制度を自ら見直すシステムには大いに学ぶべきものがあると実感した視察であった。

（司法書士 芳賀 裕）

## ◆世界会議まで、あと1年11ヶ月◆

国際会議実行委員長 大貫 正男

早いもので2010年成年後見法世界会議まであと1年11ヶ月余りとなり、実行委員会の活動もようやく本格化した。わずか十数年前には、日本にどのような制度を導入しようかと法制審議会で白熱した議論をしていたことを思い起こすと、日本での世界会議開催は夢のようだ。成年後見制度施行10年という大事な節目に諸外国の経験や課題を生で聞く、そして制度の改善につなげるという試みは大きな意義がある。

一方、率直に言って本当にドイツなどから参加者があるのか（外国人参加者80名・日本人参加者300名を予定）、予算は万全か（総予算は約4000万円が見込まれている）など気になる点もある。

そこで、会員・会友の皆様にはぜひカレンダーに「2010年10月2日(土)～4日(月)世界会議出席」と書き込んでいただきたい。会議は日本語・英語の同時通訳で行われるので外国語が苦手な人も心配はいらない。

次に、寄付のお願いである。本来、総経費を参加費でまかなうべきであるが、会場費、資料代、通訳代等どうしても不足が生じる。現在、企業・公益法人等に寄付をお願いしているが、皆様にも一口5000円の任意の寄附をお願いしたい（別途「寄付のお願い」をさせていただきます）。また、世界会議に理解のある企業、個人がおられたら、ぜひご一報をいただきたい。

### シンポジウム開催のお知らせ

#### ① 「EUの成年後見法の統一に向けて」

【日 時】 10月24日(金) 14:00～17:00

【講演者】 ケース・ブランクマン氏（法学博士、判事、オランダ自由大学法学部准教授）

【会 場】 ハピネス・ケア四谷（四谷駅 JR・東京メトロ 徒歩3分）

【申込締切日】 10月17日(金)

#### ② 「ドイツ世話法の実務的動向」（仮）

【日 時】 12月9日(火) 14:00～17:00

【講演者】 ミハエル・ハウスナー氏（チューリンゲン州司法省事務次官）

【会 場】 毎日ホール（竹橋駅 東京メトロ東西線 1b出口（直結））

【申込締切日】 11月25日(火)

①・②ともに、参加費は会員・会友は無料、一般は1000円となります。氏名・連絡先をお書きのうえ、事務局まで、FAX（03-5351-1572）をお送りください。

#### 【日本成年後見法学会事務局】

〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-18-3

エルカクエイ笹塚ビル6階 櫻民事法研究会内  
TEL 03-5351-1573（直） FAX 03-5351-1572

E-mail j\_jaga@nifty.com

### 第6回学術大会・個別報告者募集のお知らせ

第6回学術大会では、分科会にて、個別報告を行います。ご希望の会員の方は、以下の要領にてご応募ください。

【日 程】 平成21年5月30日(土)

【会 場】 明治学院大学

【内 容】 統一テーマ「これからの成年後見」

分科会テーマ（①身上監護、②後見人の養成、③制度改革、④高次脳機能障害）

#### ☆個別報告募集要領☆

【募集人数】 各分科会テーマ若干名ずつ

【手 続】 平成20年11月末日までに報告要旨1000字程度にまとめ、どの分科会の応募であるかを明記のうえ、事務局へお送りください。選考後、通知を発送いたします。

#### ◆編集後記◆ 日本弁護士連合会では、平成20年

11月21日㈮午後0時30分から、岡山市のホテルグランヴィア岡山において、「第7回高齢者・障害者・権利擁護の集い」を開催しますので、皆様もおいでいただければ幸いです。

（澤口 秀則）